

第63回

滋賀県国土利用計画審議会

議 事 録

平成27年（2015年）11月16日（月）

午後1時30分～3時30分

滋賀県大津合同庁舎7-A会議室

第63回滋賀県国土利用計画審議会議事録

1 日 時

平成27年(2015年)11月16日(月) 午前1時30分～3時30分

2 場 所

滋賀県大津市松本一丁目2-1 滋賀県大津合同庁舎7-A会議室

3 出席委員(五十音順、敬称略)

上田 和子	J Aしが女性協議会 会長	農業
岡井 有佳	立命館大学理工学部 准教授	都市問題
恩地 典雄	京都精華大学人文学部 教授	交通問題
佐伯 祐二	同志社大学大学院司法研究科 教授	法律
崎山 美智子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事長	社会福祉
関 絵里香	立命館大学経済学部 教授	経済
田中 勝	不動産鑑定士	土地問題
丹羽 崇	公募委員	公募委員
畑山 満則	京都大学防災研究所 准教授	防災
安田 智枝美	滋賀県商工会女性部連合会 前副会長	商工業

4 会議次第

(1) 開 会

挨拶(堺井総合政策部長)

(2) 議 事

滋賀県国土利用計画の改定について

(3) 閉 会

審議会開会に先立ち、知事に代わり堺井総合政策部長から滋賀県国土利用計画審議会 恩地会長に、諮問書「滋賀県国土利用計画の改定について（諮問）」が交付された。

（１）開会

挨拶（堺井総合政策部長）

平素は、本県の土地対策行政に格別の御理解と御支援を賜り、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。

皆様方御承知のとおり、滋賀県国土利用計画は、県土利用のあり方を定める基本的な計画であり、県の県土利用に係る諸計画の指針となり、また市町の国土利用計画の基本となる。

国土利用計画は、都市、農業、森林、自然公園、自然保全の五つの地域の土地利用調整を行っている土地利用基本計画の基本となる大変重要なものであると認識している。

私も、若いときに農地利用調整の実務を担当しており、県民の皆様はもとより、県、市町の行政にとって大変重要な仕事であるという自覚を持っていた。その大本となる計画が国土利用計画で、県行政にとって根幹に関わるものと意識して取り組んでいる。

現在の第四次計画は、平成 22 年 3 月に策定し、平成 32 年を目標年として必要な施策を総合的かつ計画的に進めてきた。この審議会では、その進捗について毎年点検をお願いし、昨年度は、計画策定から 5 年目の中間年に当たることから総点検を実施いただいた。

こうした中で、国においては、人口減少社会の到来や東日本大震災の発生等、国土利用をめぐる状況の変化を踏まえ、今年 8 月に全国計画を改定された。本県においても、先ほど諮問の中でも申し上げたが、既に人口減少局面に入ったと推測されている。

昨年途中に人口の対前年比が減少に転じ、その後、毎月減少を続けているという実態がある。こうした人口減少社会に対応した県土利用のあり方が現在、大きな課題となっている。

先月に県で策定した「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」の中でも、人口減少社会に対応した国土利用計画の見直しを持続可能な県土づくりプロジェクトの中に位置づけて検討を進めることとしている。併せて、自然環境の保全や災害に対する県土の安全性の向上なども、より一層進めていく必要がある。

本日は、こうした県土利用をめぐる状況の変化を踏まえた滋賀県国土利用計画の改定について最初の審議をお願いする。

委員の皆様方には忌憚のない御意見をいただきながら、活発な議論をお願いしたい。

（２）議事

滋賀県国土利用計画の改定について

○恩地議長

それでは、議事に入りたい。先ほど諮問を受けて、全国的な動向はあるが、滋賀県のオリジナルな、いろいろな問題に対応した答申をつくっていただけるように頑張りたいと思うので、皆様にも御協力をお願いします。

それでは、堺井総合政策部長から諮問書の交付があったとおり、これから滋賀県国土利用計画の改定について審議することとなる。まず、計画改定の進め方について、事務局から説明をお願いします。

(資料1、資料2、参考資料により事務局説明)

○恩地議長

いま事務局から、これまでの計画の内容も含めて、これからどう改定していくかという話があり、上位計画である全国計画の説明もあった。これらについて、御意見、御質問等をいただきたい。

私から一つだけ。全国計画の3の、利用区分ごとの規模の目標という数字が挙がっているが、これは、どんな方法で平成37年の数字を定めたのか。トレンド的なものもあるのだろうか、何かほかの計画を基に盛り込んだのか、その辺のところはどうなっているのか、県の方の考えを考えると参考にもなるかと思うので、もし分かれば教えていただきたい。

○事務局

基本的には、まずトレンドを出している。そして、利用区分ごとに、例えば農地であれば農業の計画、道路に関しては、道路整備の計画を反映している。森林は、数値が多少増えているが、これについては、集計上の問題で政策的なものではないということは、国の説明としてはある。

このように、トレンドではこのようになるが、一定の政策に基づいてもうすこし抑制しよう、などということになるかと思う。

○恩地議長

人口減少を踏まえた数字づくりというのは難しいなと思ったりもするが、その辺も考えているということか。

○事務局

トレンドだと宅地は増えるということがある中で、人口減少ということがあるので増やさないと、そういった考え方をされている。

○上田委員

私は地元で農業委員会をしていて、5年に一度の農業センサスの審査もしているが、センサスの回答を見せていただいていると、本当に後継者がいない状態。

5年前には、もう後継者がなく、5年後はどうなるか分からないという状態の回答をいただいて、今年させていただいたときも、誰かにしていただけたらしてもらおう、自分のと

ころは機械が傷んだらもうしない、受け皿がないという状態の農地、都市型農業の困難さを見せていただいている。

その中で、人口減少となったときに、宅地はもう増やされない、転用もできない状態の農地がたくさんあったときに、耕作放棄地といった数字で本当に実態が表せているのか。

固定資産税や相続の問題で、本当に農地として農地になっていない土地がたくさんあるので、本当にこの数字で減らして、10年後には減っている、そうしたらそれはどうなるのかというのが、何か本当に出てないような数字を見せていただいて、ちょっと心配で質問させていただきたい。

○恩地議長

後ほどの議論とも関係のある御意見かと思う。

私も気になるのは、例えば、人口が減少して、宅地であったものを、もう一回農地にやり直すとかいうようなことができたなら、いいバランスになるだろうと思うが、そんなことは實際上、方法論としてあるのか、ないのかということもある。まあ、ないのだろうが。

でも、本当はそこら辺まで踏み込まないと、こういった問題は根本的に考えていくことにならないような気も若干する。いまのお話を聞いていると。その辺、いかがか。

○事務局

いまの御指摘は、農地が減っていく中で、減ったところがどうなってしまうのか、そういったことを考えていかなければいけないのではないかと御指摘だったかと思う。

農地の面積の決め方につきまして、もう少しお話をさせていただくと、先ほどトレンドがあつてというお話をさせていただいたが、いま平成26年の時点ですと、全国の農地の面積が452万ヘクタールという数字がある。

これが、このまま進んでいったときに、平成37年時点では420万ヘクタールまで減ってしまう。その差は32万ヘクタール。それだけ減ってしまうという状況がある。

これは農地の転用や荒廃農地の発生ということも全部含まれている。何もしなければ、これだけの荒廃農地が発生してしまうということになる。

そういった中で、この数値の決め方としては、荒廃農地の発生抑制のための具体的な方策として農地集約ということが挙がっていたりもするが、そういったことで、荒廃農地の発生によって農地が21万ヘクタール減るとされているものを、荒廃農地の発生を7万ヘクタールぐらいにして、農地の減少を減らしていこうというのが、この考え方の中にある。

あと、荒廃農地を再生するようなことも含めて、具体的な手法としては、農業が、高齢化もあつて、産業として非常に苦しい部分もあるので、そういったところに対する対策というものがも必要にはなってくるのだろうが、そういったことを目標として、国としてはやっていくという意図も、この数値には入っているということかと。

○畑山委員

もうちょっといまのところを。農地が減っているという話は分かって、トレンド解析でいうとだいたい420万ヘクタールになると。それを440万ヘクタールぐらいに減り幅を抑

えるようにするというのが、計画の数字の中にあるというお話だった。

減っていった農地は、当然どこか違うものに転用されている。最後にここがゼロになるということは、減ったものがどこかで増えていると。これまで、どの項目が増えてきていて、逆にいうと、トレンドよりも増え幅を大きくしないといけない項目がどこかにないとバランスが取れなくなると思うが、それはどのように考えているのか。

○事務局

国土利用計画の目標数値を基準年と比較したときに、減っているのは農地であって、それが約15万ヘクタールということになる。

その分、どこが増えているのかを見たときに、森林が4万ヘクタール増えている。あとは道路が5万ヘクタール増えているということで、あとはその他ということになる。

数値を見ると、そういうことになるが、農地が森林に変わっていくのかということ、やはりそういうことではない。

国の説明を聞くと、森林に関しては、基本的には集計上の問題で、実質的には横ばいなんだと言っていて、それでは何だろうかという話になるが、一つは道路であるということになる。

ただ、これについても、報道などでは、国土利用計画が出たときに、国は道路をどんどん増やすのかという報道が出たそうだが、国は、これはあくまでも既に決まっている計画なので、道路をどんどん増やすことではないんだというようなことを言っている。

それから、その他の部分が非常に増えているということだが、このその他というのは、本当にその他であって、一般的には港湾や鉄道用地が含まれるとされているが、差し引きの分ということになっている。結局そこで何を含まのかということは不明確になっている。

このため、答えにならなくて申し訳ないが、農地が減って何になるのかということ、この計画では明確になっていないというのが実情。

○恩地議長

では、もう一つ、僕の方から。改定前の現行の計画について、これについても上位計画と県の計画があって、また市町計画とあるが、現行の計画では、どういった点が滋賀県のオリジナルな点だったのか。もし整理していれば教えていただければ。

だいたい単純に全国計画をブレイクダウンしただけなのか、ある程度は、県のオリジナルティーみたいなものも加わってできていったのか。何となく、割と単純にブレイクダウンしているだけのように見えるが、それでいいのかなと。

○事務局

確かに、第四次計画は、構成的には国に近いものがあると思う。

滋賀県については、割合に都市化が進んでいることもあったので、少しそういったことを書き込んだり、環境に関しては琵琶湖の話などを書かせていただいている。例えば、区分上でいうと、湖辺域という地域を設定して、琵琶湖の保全に必要なかたちにするとか、そういったことが書かれている。ただ、基本的には御指摘のとおりで、国の計画に近い

たちのものになっているというふうには思っている。

○恩地議長

できたら、今回は、もっと県の状況をきちんと反映したようなものをつくりたいということかなと思う。

○岡井委員

今回、第五次国土全国計画がつくられたことを受けて改定ということだが、第四次の全国計画と比較して、何か大きく方向転換とか変わったような点というのはあるのか。そういったものがあれば、滋賀県の国土利用計画についても、今回、五次でそれを踏まえて大幅に変更というか、方向を少し変えることになると思うが、それが果たして滋賀県の国土利用という観点からも問題ないのかどうかということも、少し教えてほしい。

○事務局

第四次の県の計画は構成的に第四次の国の計画に近いものになっていて、その中では、人口減少の問題なども触れられている。当面は、世帯数も増加もするし、人口も増えるが、将来的には人口が減少することや、自然災害の問題や環境といった問題についても課題としては挙げられていた。

それが今回どう変わったかということだが、人口減少が現実のものになったということ。これまでは一定の人口増加があるので、宅地も一定プラスということをしてきたわけだが、実際に人口が減ってしまっているという中では、宅地を増やさないと判断をしたということがある。

それから、環境や自然災害に対する問題についても、実際に、東日本大震災などがあったので、そういったことがテーマとして重点的に挙がってきている。

これらと、これからつくる計画との関連だが、テーマとしては挙がっていたものだが、それが強調されているということがある。それが、三つの柱としては、人口減少と災害というのは特に状況が大きく変わったもの、それから環境については、ずっと深刻なものとして捉えられているというもの。

特に、人口減少の問題について、全国計画においては、人口が減少するので、それによって例えば市街地の空洞化が進んだり耕作放棄地が増えるといった課題についてどう対応するか。これは国土管理水準の低下という言い方をされていて、どうするかということを行っている。

滋賀県においても、これは同様のことだが、滋賀県では、人口減少の影響をできるだけ軽減したいといった総合戦略というものを定めていて、この中で新しい国土利用計画も位置づけていこうということを考えている。

人口減少に伴って県土の管理水準が低下していくという課題に対する対応ということもあるが、それと同時に、人口減少自体に対する対策というか、地域の活性化といったものも含めて、総合的に人口減少に対する土地利用を見ていきたいと考えている。

○恩地議長

より現実化してきたので、それにきちんと対応していこうというのが、大きな方向性のように思う。

次に、現行の第四次計画の進捗状況についての説明に入りたいと思う。事務局から願います。

(資料3により事務局説明)

○恩地議長

いまの説明について、御意見、御質問等、いただければと思う。

○畑山委員

ちょっと確認で、いま説明いただいた数字のところだが、アの全体の概要とイの中に3項目あったと思いますが、この内容の項目というのは、重なっているのか、それとも重なってなくて独立なのか。

○事務局

イの分については、それぞれ重なっていない。

○畑山委員

アの一部ではなくて、イはイで独立にあってということか。

○事務局

はい。

○畑山委員

了解した。

○関委員

いま御告いただいたのは、第四次の滋賀県国土利用計画についての進捗状況ということで、これから第五次の滋賀県国土利用計画をつくらうとしている段階。

そこで、その四次の進捗状況を把握した上で、五次の国土利用計画にかんがみて、これから五次の滋賀県の国土利用計画を満すに当たって、第四次の計画の進捗状況から特に力を入れていきたい部分とかがおありでしたら、この分について進捗状況をいま一度教えていただきたい。

○事務局

今回の第四次計画のまとめにあたっては、全体で193の事業ということで、その中で、いまイのところで別に挙げている部分ということだが、それが自然生物と共生するとか、安全・安心という部分になる。

今度の第五次計画については、国の計画もそうだが、人口減少と災害、環境というのが主要なテーマになる。この中では、イの①の「自然生物との共生する持続可能な県土利用」とか、「安全で安心できる県土利用」といった部分が共通してくる課題ではないかと思う。

ただ、これは施策の部分になるので、第五次計画でそれをどういうふうに組むかという

ことについては、またそのときに検討をと思うが、いまご覧いただくところでは、そういったところになると考えている。

○恩地議長

私の方からも。このように実際の事業とひもづけながら進捗状況を評価しようとしている試みは、たぶんそんなにあちこちの都道府県でやっているわけではなくて、滋賀県は割と踏み込んで頑張っているのだろうということによろしいか。ちなみに国の計画は、どうやって進捗状況を評価しているのか。

○事務局

国では点検ということ、これはちょうど中間年であったということだが、されている。ただ、県のように、毎年こういう事業を挙げて評価するということは、されていないようだ。

○恩地議長

そして、これはあくまでもやった方の立場の評価。それを受け止めた方の県民がどう評価しているかというような調査は、なかなか難しい調査になるという気はするが、もしあったらいいなという気がする。何かそういう県民モニター調査などをやったりした試みはないだろうか。

○事務局

国土利用計画の進捗に関しては、県政モニター調査まではしていない。

ただ、第五次計画の評価というところでは、以前の審議会でも、評価の方法について、例えば、いま県の基本構想には、土砂災害警戒区域の設定がどれだけできているかというものが挙がっていて、そういうものも一つの参考になるかもしれないが、そういった、どういふことができているのかというような指標などを集めて評価をしてはどうかという御提案もいただいていたかと思う。

現在の評価方法は、これにとどまっているが、今後については、そういうものも考えられるかもしれない。

○恩地議長

そうだ。やはり利用者という、県の方は一生懸命頑張ってやったつもりでも、受け止める方はそうでもなかったりする場合もあるので。その辺の調査があるといいかなと思った方もする。

○関委員

人口減少というのは大きな問題だと感じているが、資料4のところでも人口減少について検討するという。そこで、人口減少といっても自然現象なのか、あるいは、流入人口と流出人口の関係なのか、滋賀県特有の問題があると思うので、それを考えに入れながら考えていく必要があるのではないかと思った。

○恩地議長

それでは、本日は、第五次計画の策定に向けて県土利用をめぐる基本的条件の変化と課

題について検討するというので、これについて、事務局の説明をお願いする。

(資料4、資料5により事務局説明)

○恩地議長

いまの説明にもあったように、今日は答申を受けて第1回目、キックオフの審議会ということで、今日は、これからどういう答申を書くかということについての自由な議論をしていただいて、あまり枠組みにとらわれず、こんなのはあまり土地利用に関係ないのではないかとあまり思わずに、自由に御意見を出していただければと思う。

○畑山委員

私は防災の担当になっていきますので、防災の方から少し。

いま御説明いただいた中に、「頻発化、激甚化する災害への対応」というのがあって、滋賀県の流域治水の取り組みは非常に進んでいて、国も流域治水のようなものを全国的に広げるべきだというような話を内閣府などでやっているの、そちらの方は割とそのまま進んでいっていただければと思うが、それに比べると地震対策などが、あまり表に出てこないなと思っている。

ここに地図で想定図を示していただいているが、震度6弱以上の予想される地域が非常に大きくある。その中で、県の中の建物の耐震化率はだいたいどうなっているのかというのは、あまりこれまで資料を見たことがないが、そういうところを調べていって、あるいは目標値を設定していくというようなことをしていただければ、少なくとも建物被害に関して指標になるのではないかなと思った。

もう一つ、この流域治水の考え方の中で、5ページの丸の二つめのところに、「防災・減災対策強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や」と書いてあって、これは、流域治水条例に基づいて、おそらくこの第五次のときに、土地の適切な制限というものを実行されていくことも出てくるかなと思うが、その辺も何か、目標値はちょっと難しいかもしれないが、数字の推移を把握しておく、この後、第六次、第七次ぐらいになってくると目標値なども設定できる可能性が出てくるので、その辺の数字も押さえていっていただけるとありがたいなと思った。

○事務局

目標値ということについては、また検討させていただくことになる。数値につきましては、いま御指摘のとおり、見ていきながら、進めていきたいと思う。

○恩地議長

こういった視点からで、いろいろなことを集めたらどうかというような御提言でも結構だと思う。

○関委員

先ほどお話いただいた人口減少の問題と、あと産業構造の変化と、いろいろな問題が

複雑に絡み合っているところで、滋賀県全体の平均ではなくて、いまお話を聞いていて思ったのは、地域によってかなり特徴が違ふと。これから検討するに当たって、例えば高島地区での人口減少は問題であるということと、あと、県全体では、宅地化は今後抑制したいと。農業地の減少を食い止めたいと。そういうものは、地域によって対応の仕方は違ふと思う。

そこで、特に現状をご存じの、先ほどお話にあった、上田さまでしょうか、農業の現場の方は感じていらっしゃる問題点で、農地を放棄はしたくないが、もう相続ができないという問題で手放さざるを得ないと、農地ではあるが、結局あまり農業に積極的に携わっていない問題があると。

これからおそらく起こってくると思うのは、農業の国際的な競争が高まってくると、いままでの農業の仕方を滋賀県としては、その農業者の方がどう考えていらっしゃるのかとか、そういう、割と地域ごとですか、農業とはいってもいろいろな分野があると思いますので、その分野別の問題と。

あと、人口減少の問題と、産業構造の変化と、人口が増えると防災の面から困るところもある。宅地をコントロールするとはいっても、あるところはおそらく宅地の減少を抑えつつ、ある意味では過疎化を防いで、おっしゃったような空間のスペースの使い方を変革して、自分で言いながら混乱しているが。

県全体の平均的な話ではなくて、その地域ごとの特性を生かすような情報と、それを得るためには、現場の方の声がやはり一番大事だと思うので、そういうものをこれから検討していただいたり、あるいは、われわれに必要なところは説明していただいたりしていただくといいかなと思った。

○田中委員

まずお聞きしたいのは、国が第五次の全国計画を立てられて、人口減少社会というかたちで捉えておられると。その人口減少を主として国土利用計画を国は作られたのか、例えば、人口が減少するとしつつも、何かその対策を含めて全国計画を作成されて、この五次計画が出来上がったのか、その点をまずお聞かせいただきたい。

それと、その関連で、この資料4の下段から2段目ですか、県がつくっている総合戦略。この10月に作成されたということだが、これと、県がいま五次計画でされている意味するところを、どういうところに持っておられるのかということ、ちょっとお聞きしたい。

○事務局

まず、国の計画がこの人口減少をどう捉えてつくられているのかという御質問。国土利用計画については、まず人口想定があつて、それに見合う土地利用の面積がどれぐらいになるのかという定め方をしている。国土利用計画の中身によって人口を増やしていこうという構造にはなっていない。

総合戦略については、人口が減っていく中で、人口減少を食い止めるという要素と、人口減少で起きる問題を軽減していこうという要素があるが、今回、県の総合戦略において

国土利用計画の位置づけというのは、人口減少の影響をできるだけ小さくしていくという中に含まれている。

ただ、県としては、人口を何%増やすためにこういう土地利用をしようというかたちにはならないが、総合戦略の目標を達成するために、土地利用面でできることは何か、いくらでも助けになるようなことも考えつつ、ちょっと分かりにくいかもしれないが、そのようなところを考えている。

○岡井委員

1点、質問だが、27年10月につくられたというこの「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」というのは、ほかの計画との関連性はどうなっているのか。

○事務局

総合戦略というのは県全体の施策についてどうしていくかということで、いくつかのプロジェクトというかたちで実際にやっていく施策が挙げられている。直接、計画の名前として挙げられているのは、国土利用計画を今回策定をするので、人口減少の影響を防止することをより考えた中で国土利用計画を策定していこうということが挙げられている。

ほかの計画との関連ということでは、総合戦略が様々な計画の上位に来るというわけではないが、連携しながらやっていくというかたちになる。

○岡井委員

法律に基づくものではなくて、滋賀県が任意につくられた計画という理解でよろしいか。

○事務局

総合戦略自体は、義務的なものかどうかということはあるが、地方創生関連で、全国的にこういう総合戦略をつくって、人口減少に対して対応していくということが国全体で行われていることであり、滋賀県だけでなく、いろいろな都道府県が総合戦略をつくって、そういうものに対する事業に対しては国もお金を出すというような構造で、いま動いている。

○岡井委員

地方創生ということであれば了解した。

○事務局

そのとおり。策定義務があったかまでは分からないが。

○岡井委員

義務はない。つくれば、その分いろいろなところで補助金が増えるということ。

○関委員

いまお話のあった人口減少を食い止めるという議題で、少子化にブレーキをかけて、子育て支援など全国的な取り組みで、いまある少子化を食い止めようということもあると思うが、滋賀県としてはおそらく人口が増加、集中してしまうところから、あるいは人口減少に偏って、例えば高島地区への人口の分布というのですか、人口増加の分布を滋賀県の中で変えていこうというのは、土地利用のおそらく密着している部分だと思う。

それに比べて、産業構造と申しますか、人口の減少は少子高齢化で人口が変化するという自然増減の問題と、あるいはいままであった、工業化が進んで、働く人たちが外から流入してくるという日本の国内での人口の出入りがあると思うが、日本国内で人口の出入りを、例えば滋賀県が工業を開発して多くの労働者を人口移動したところで、日本全体としての人口増にはならない。そうすると、外国人の労働者を積極的に取り入れるような産業構造を考えていくのかとか、いろいろ全国レベルと滋賀県での戦略で考えるところがあると思うので、その辺の整理というか、方針というのにも必要になってくるのではないかと思います。

○恩地議長

私、三つほどあるのだが、2029年を見通して、近未来予測というか、こんなようなことがちょっと影響するのではないかということをし少し挙げたいということでもある。

そうすると、例えば、訪日外国人というか、そういった方もたくさん、いま急激に増えてきているので、それはあと10年見通すともっともっと増えたりするのではないかと。

京阪神や東京だけではなくて、もっと地方というか、自然豊かな、景観が素晴らしいこういう滋賀県の方にも外国人はどっと押し寄せてくるということがあるかもしれないので、そういったこともちょっと欲しい。どうなるかなという見通し。実績もあるだろうが、見通しみたいなものの調べていただければ。

それと、人口減少もあるが、高齢化が進むというのが、ここ10年で見たらあることなので、そうすると、いまは高齢者が車の運転で事故を起こしたりすることもあるということで、高齢者の交通手段をどう確保するかといったことの見通しなんかも考えた上で、土地利用をどう考えるかということも大事なと思うので、ちょっと漠然としているが、その辺のことも何か施策なり、実績なりを調べることであればいいかなと。

さらに、高齢化の関係でいうと、老人ホームというか、年を取ってから住む場所としての滋賀県の魅力というのがあると思うので、そういった受け皿としての、あるいはそういう実績として、どれぐらい住んでいる方がおられるとか、移り住んでいる方がおられるとか、これからどうなるかみたいなことを見据えるというのも一つあるのかなと思った。

というようなものもあってもいいのではないかと思いますので、ご自由に、こういった視点からもどうかというようなものがあれば、どんどんおっしゃっていただければ。どなたでも、ご発言をされていない方、はい、どうぞ。

○崎山委員

私は福祉の方から参っていて、いま人口減少と言われているが、障害児に関しては年々増加している。いまこの人口の推移を見せていただいたが、全てが健常の方、生産能力のある方という考えでいると、またそういうふうには障害のある、障害児は障害者になっていく。そのところでプラスアルファ高齢化というふうなところが入っていくので、いま私たちの福祉の方での問題は、親の高齢化、障害のある子どもの高齢化が問題になっている。

結局、老障介護といって、障害のある人が高齢者の親を何とか介護していく。また逆に、高齢の保護者が障害のある人をずっと面倒を見ていく。結局共倒れになって、どちらかが入院という生活が変わると、やはり、障害のある人は施設に入所となっていくのだけれども。

もともとおうちにいるが、どちらかがそういうふうに頑張ってきたら、もうそのおうちには住めない、空き家状態になる。空き家だが、それでもやはり家を手放せなくて、そのままの状態がずっと続いていく。親が亡くなっても空き家状態が続いていく。本人は施設ですっと生活をしていくが、家はあるが使えないというような悪循環のところが出てきているのが現状。

それが、だんだんそういうふうに障害者が増え、高齢の保護者が増えというふうになってきたら、また違う意味で空き家対策というところを考えていかないといけないような状況になってくるのではないかと思っている。

○事務局

例えば障害のある方がご自分の財産を管理、例えば成年後見ですとか、そういった視点で適切に土地管理を行う上でどうしたらいいかという視点ということか。

○崎山委員

いま私たちの方では、その成年後見を進めてはいる。それで、財産管理というのはできるが、最終的に本人さんが亡くなられたときというのは、成年後見の後見人さんは役割を終えるわけなので、そこからが相続に関する問題になってくるが、それに後見人が関わるというのは、あまり聞いたことがないので、親戚とか、そのこのところの問題、その土地、財産がどのように処分されるというのは、まったく私たちは、そこまでは考えていないので。

○丹羽委員

ちょっとざっくりとしかまだ浮かばないところもあるが、意見というか質問というか、どういう事柄の項目になるのか分からないが。

見ていて思ったのが、人口が減るのはどちらにしてもちょっと防ぎようがないかなと言うことで、逆に、持続的に経済がほどほどに発展して生活できるようになるかと考えると、やはり、経済活動を活発化させていくときに、例えば、いま2次産業がすごく比率が高いということがあったが、例えば1次産業とか3次産業、もしかしたら6次産業という言葉があるが、そういうところで活発化させていくために土地をどのように使っていくのか。

もしくは若い人たちが経済活動をしやすくするために、どういうふうに今後やっていくかというのは、ちょっと必要ななと思った。そのためには、どういうふうに土地を利用しやすくする、活動しやすくするということをしていったらいいのかなと思った。

あとは、ちょっと全体的には人口減少、災害、環境というところがあったが、琵琶湖に関すること、琵琶湖というのは、滋賀県固有の財産なので、そのこの部分にちょっと今度の第五次にはもう少し踏み込んで。

四次とかにもたぶん琵琶湖のことは関わっていたと思うが、あまりインパクトがない。国から降りてきたものをそのまま使っている、悪い言い方かもしれないが、もう少し琵琶湖のことをもっと強調するというか、そこは強調してもいいところかなと思うので、その部分を反映させたらなと思った。

○佐伯委員

若干、意見あるいは質問を。私は、個人的には3年前に久しぶりに関西圏に帰ってきて、かつ、ほかの自治体ではまったく別系列の審議会の仕事をやっていたもので、この審議会につきましてはまったく素人なので、いろいろ教えてほしいというつもりで、勉強するつもりで来ている。

この「国土利用計画法」という法律は、私が若いころの記憶では、土地の投機的取引の規制を主眼とした法律であったところ、やはり相当さま変わりしているんだなと、この場でいろいろお話を聞きながら学んでいる。

そこで、思い付いたことの一つに、以上のこれまでの議論とは反するところがあるが、土地の利用は、われわれのほとんど全生活に関わり合っているだけに、この国土利用計画、それから、県の国土利用計画の内容も、極めて広範な内容にわたっているわけで。

そうすると、その利用計画の適正な守備範囲はいったいどのように定めていったらよいか、今後の議論の中で、おいおい具体的に話し合っていかなければならないのではなかろうかと感じている。

あと一つは、可能であれば事務局に教えてほしいことだが、県が利用計画を策定するにあたって、この審議会が基幹的な意見提出の主体であるというのが法律から一応読み取れるが、それ以外にも、この審議会自身に各地域の代表としての知見を持っておられる方、各学識経験者の方も入っておられるので、それで十分意見の吸い上げもできているだろうと思うが、やはり市町の、市より町の御意見を吸い上げていくのが、やはり法律上要求されているところだろう。

私のイメージでは、この審議会では何か意見を聴取してまとめていく段階と、それから、各市町の間で、インフォーマルなやりとりも含めて意見を吸い上げていくという段階と、両者の間に複雑なフィードバックの関係があるかと思う。そうすると、この審議会では話されていることが、それぞれの市町に対して伝えられて、また、それについて、市町の側からも御意見をいただくこともあると思うが、そちらの方は、滋賀県土地利用調整会議というところでなさっていくというふうに考えてよろしいか。

○事務局

土地利用調整会議については、県庁内の組織ということで、市町に関しては、いま先生からもあったように、この審議会の資料や議事録については、随時、市町には提供しつつ、それについて意見があればいただくということで、そういったやりとりをずっと進めていく。

法律的な市町長の意見聴取ということにつきましては、最後の原案の段階でやらせてい

ただ、それだけにとどまらずに、頻繁に連絡を取り合いながら、やらせていただくということで考えている。

○安田委員

私は米原なのだが、田舎の方がほとんどで、市街地というところとちょっと少ない。それで、先ほどから国土の利用区分とかを聞かせてもらっていると、宅地は将来的には増やさないということで、野生動物の災害とか被害とかいうのも、かなり私たちのところは多いが。

植林をするにあたって、スギの木を何本か植えたら、実のなる木を何本か植えるとか、そういうのをまた考えていってもらえると、まだちょっとましなのかなと思ったりもする。

そういう小さなことだが、いままで人間として開発しすぎたというところで、ちょっと考えていった方がいいかなと、ちょっとした意見だが。

○恩地議長

そのあたりの現実のデータみたいなものも、難しいかもしれないが、集めていただければありがたい。

○関委員

個人的な関心でお聞きして申し訳ない。スギを植えたら一緒に実のなる木を植えると、野獣、生き物による被害が少なくなるということか。

○安田委員

なるのではないかと私は思う。山に実がなるものがなくて、下へ降りてくるということがあって、山の方でずっと柵をしたり、みんなされている。それで、実のなるものがあれば、少なからずサルとかそういうものは降りてこなくなるのではないかなと思ったりする。増え過ぎたというところもあるかもしれないが、その辺から少しずつ昔に戻していくようなところがあればいいかなと思って。

○恩地議長

森林の適切な管理というか、そういった視点からも、いろいろとデータを集めていただければと思う。

時間が来てしまったので、申し訳ないが、これで質疑応答を打ち切らせていただく。

今回の意見を踏まえた上で、次回の審議会では第五次の県計画における課題について、事務局が整理したもの、あるいはデータを集めてきたもの等を示されることとなるので、よろしく願いしたい。

以上をもって、本日予定された議事は全て終了した。円滑な議事運営にご協力いただきお礼申し上げます。

(3) 閉会

謝辞（澤田県民活動生活課長）

閉会にあたり一言お礼申し上げます。

今日は、次の国土利用計画を策定するというところで諮問をさせていただいた、キックオ

フの日であった。そういうことで四次の県の計画がどうであった、その計画に基づいて、どういふことを進めてきたかという御説明と御報告、それから、国が第五次の計画をつかったので、五次の計画を説明させていただき、少し五次の議論に入っていた。

委員の皆さんからは、既に五次の中身をイメージしながら、いろいろと御質問や御意見をいただいた。本当にありがたく思っている。

今回、第五次の計画を策定するにあたって、全国計画は、第四次と比べてかたちが大きく変わっている。その国の考え方につきましては、国の第五次の計画の本文の中に、「はじめに」というところが今回追加されている。

全国計画に、「はじめに」で、「国土利用計画は、限られた国土を有効に利用するという観点から、無秩序な開発に歯止めをかけるなど、土地利用を量的に調整する役割を期待されてきた。このような役割は、今後も一定程度必要であるものの、人口減少下では、土地利用が減少する時代においては国土を適切に管理し、荒廃を防ぐ等、国土利用の質的向上を図る側面がより重要になってきた」という方向性が示されている。

それで、県の第四次の計画も、国の四次の計画に沿ったかたちで三つの柱、量的調整、質的調整、総合マネジメントという柱の立て方をしていた。今度五次に変わるにあたっては、現状の課題で整理させていただいたように、人口減少社会への対応、環境保全、災害への対応という三つの柱とさせていただいている。今日からスタートであるので、これからそれをどのように滋賀県らしいものにしていくかということで、お知恵をお借りしたい。

そうした中で、今日の議論の中で、人口減少一つとりましても、地域によって違うという意見をいただいた。滋賀県全部の市町が人口減少するのではなく、南部3市、草津、守山、栗東については、まだ人口は増える。

それからその3市の中でも、地域によって違う。メッシュで見ると、人口が増えるところと減るところ、市町の中でも違う。そういった地域の実情を踏まえて、今回の計画をつくっていくのかというあたりも、御指摘いただいたとおり。

いろいろと検討すべきことが多いと思うが、皆さまの御意見などをお借りしながら進めてまいりたいと思うので、どうか今後ともよろしくお願ひしたい。

(終了)